

(別紙2)

令和6年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
定款第6条第3項において評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定めることとしているが、当該細則が整備されていないため、理事会で定めること。 本件については、令和4年度監査と同様の指摘である。	次回理事会で定める。	令和7年6月
令和5年6月28日開催の定時評議員会の招集手続きについて、令和5年6月23日開催の理事会にて定時評議員会の議題等は決議されているが、定時評議員会の1週間前までに開催通知が発出されていなかった。 今後、評議員会の招集に際し、適切な手続きを行うこと。	定時評議員会の1週間前までに開催通知を発出する。	次回定時評議員会開催時
社会福祉法人は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類等を作成し、所轄庁に提出しなければならない。貴法人は、令和元年提出分以降、計算書類等の提出が每期遅延しており、改善されていない。 今後、法令に定められた提出期限を守ること。	監事による計算書類等の監査終了後、早期に提出に向けた作業を進め、遅延なく所轄庁に提出する。	令和7年6月
社会福祉法において、監事は理事の職務の執行を監査することと定められているが、所轄庁による指導監査において文書指摘事項があり、その後改善が進められていないにも関わらず、監事監査において改善すべき事項が示されていない。 今後監事監査では、直近の指導監査での指摘事項の有無も確認し、指摘事項がある場合には、その改善状況を確認し、理事に対して改善を指導すること。 本件については、前回口頭指摘としている。	令和7年3月31日に、監事に対して監査結果(指摘事項等)を報告及び、改善方針を示した。今後は、監事監査において、指導監査の結果、また、指摘事項やその改善状況を示し監事からの指導・助言を得る。	次回監事監査より

定款第25条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常業務の理事長の専決事項について理事会で定められていなかった。 理事長等の決裁権限の明確化のため、決裁規程等を整備すること。 本件については、平成30年度監査、令和元年度監査、令和4年度監査と同様の指摘である。	次回理事会で定める。	令和7年6月
定款第22条において、役員の報酬等の総額は評議員会にて別に定めることとしているが、定められていなかったため、役員の報酬等の総額について評議員会で定めること。 本件については、令和4年度監査と同様の指摘である。	次回評議員会で定める。	令和7年6月
経理規程第32条において、会計責任者は、毎月末日における拠点区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分の合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌々末日までに理事長に提出しなければならないとしているが、理事長への提出が遅延していたため、経理規程に従い期限内に提出すること。 本件については、平成30年度監査、令和元年度監査、令和4年度監査と同様の指摘である。	今後は期限内に月次試算表を作成し理事長に提出する。	令和7年4月